

国立情報学研究所学術研究プラットフォーム運営・連携本部研究データ基盤運営委員会規程

〔 令和 2 年 9 月 2 8 日  
制 定 〕

最近改正 令和 4 年 4 月 1 4 日

(設置)

第 1 条 「国立情報学研究所学術研究プラットフォーム運営・連携本部規程」第 7 条の規定に基づき、学術研究プラットフォーム運営・連携本部（以下、「本部」という。）に研究データ基盤運営委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この規程において研究データ基盤とは、国立情報学研究所が運用する研究データ基盤（NII Research Data Cloud）をいう。

(目的)

第 3 条 委員会は、本部の求めに応じて、国立情報学研究所と拠点となる大学や研究機関との連携・協力により、研究データ基盤構築と運用の在り方について議論し、研究データ基盤の運営に、大学や研究機関の意見等を反映することを目的とする。

2 国立情報学研究所は、可能な限り委員会の審議を踏まえ、研究データ基盤の運営を行うものとする。

(任務)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 前条の目的に係る全体計画の策定及び実施に関すること。
- 二 その他委員会の活動に係る重要事項に関すること。

(組織)

第 5 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 国立情報学研究所の研究教育職員 若干人
- 二 研究データ基盤参加機関の教員 若干人
- 三 その他所長が必要と認めた者

2 委員は、所長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱年度の年度末までとし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、第5条一号の委員の中から、所長が指名する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を行う。

(会議の開催)

第8条 会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(議事)

第10条 会議は委員の過半数の出席がなければ、これを開くことが出来ない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 会議の経過及び結果について本部に報告することとし、必要に応じて審議事項の提案を行わなければならない。

(作業部会)

第11条 委員会に、具体的な事項の調査・検討及び作業等を実施（以下「作業等」という。）するため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員会の求めに応じて作業等を実施し、その結果について委員会に報告又は審議事項の提案を行わなければならない。

3 作業部会に主査を置き、主査が作業部会を統括するものとする。なお、主査は委員会の委員の中から、委員会の議を経て委員長が指名する。

4 作業部会の部会員は、委員会が指名するものとする。

5 作業部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、学術基盤推進部学術コンテンツ課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。